

# 健康経営優良法人2020変更・返納規約

令和2年3月2日  
経済産業省 商務・サービスグループ  
ヘルスケア産業課

## 1. 目的

健康経営優良法人2020変更・返納規約（以下「本利用規約」という。）は、「健康経営優良法人2020」に認定された企業等が、企業情報の変更、または、虚偽（※1）記載や「5. 法令遵守・リスクマネジメント」において違反があった場合（以下「法令違反等」という。）に、企業等が行う手続きや基準を定めるもの。

## 2. 対象

健康経営優良法人2020に認定された企業等。

## 3. 企業情報の変更について

健康経営優良法人2020申請時点の法人名称に変更があった場合、必要事項を「健康経営優良法人2020変更事項報告書（以下「変更事項報告書」という。）」に記入・押印し、経済産業省ヘルスケア産業課健康経営担当（以下「健康経営担当」という。）まで郵送する。

なお、健康経営優良法人2020（大規模法人部門）において、「共に認定された法人」の法人名称に変更があった場合は、代表認定法人が変更事項報告書を提出する。

健康経営優良法人2020申請時点の担当者名及びメールアドレスに変更があった場合、健康経営優良法人認定事務局または健康経営担当まで申し出る。

## 4. 健康経営度調査の回答、または、健康経営優良法人の申請内容・誓約事項に虚偽があった場合

### （1）自社内の確認で発覚した場合

自社内の確認により、健康経営度調査の回答、または、健康経営優良法人の申請内容・誓約事項に虚偽が発覚した場合、速やかに健康経営担当まで連絡する。

健康経営担当からの事実確認に対して協力し誠実に対応する。

虚偽が確認された場合には、認定が取り消される。

加えて、故意（※2）の場合は、事実上申請できない期間に加え、更に1年間、申請を認めないこととする。

### （2）認定法人の内部からの情報提供や報道により発覚した場合

認定法人の内部からの情報提供や報道により発覚した場合、健康経営担当からの事実確認に対して協力し誠実に対応する。虚偽が確認された場合には、認定が取り消される。なお、内部とは健康経営度調査または健康経営優良法人（中小規模法人部門）申請書において従業員として含む者を指すが、元従業員、従業員の家族等からの通報についても内容を勘案し、対処する。

加えて、故意の場合は、事実上申請できない期間に加え、更に1年間、申請を認めないこととする。

## 5. 健康経営優良法人認定後に法令違反等が発生した場合

(1) 自社内の確認で発覚した場合

健康経営優良法人認定後に法令違反等（※2）が発生した場合には、法令違反の発生日の1か月後までに自主返納する。法令違反の発生日とは、是正勧告や書類送検等、制度所管省庁が法令違反であるとした日を指す。安全衛生管理特別指導事業場については、指定されているすべての期間を含む。自主返納にあたっては、健康経営担当に連絡し、必要事項を「健康経営優良法人2020認定証返納届（以下「認定証返納届」という。）」に記入・押印し、認定証とあわせて健康経営担当まで郵送する。

必要に応じて健康経営担当から事実確認を行うため、協力し誠実に対応する。

加えて、故意（※1）の場合は、事実上申請できない期間に加え、更に1年間、申請を認めないこととする。

(2) 認定法人の内部からの情報提供、行政機関により公表されている場合や報道により認定後の法令違反等（※2）が発覚した場合

認定法人の内部からの情報提供、行政機関により公表されている場合や報道により認定後の法令違反等（※2）が発覚した場合、健康経営担当からの事実確認に対して協力し誠実に対応する。法令違反等が確認された場合には、認定が取り消される。

加えて、故意（※1）の場合は、事実上申請できない期間に加え、更に1年間、申請を認めないこととする。

法令違反の発生日の1か月後を過ぎてしまった場合には、速やかに健康経営担当に連絡する。故意（※1）の場合など、状況によっては認定を取り消される可能性もある。法令違反の発生日とは、是正勧告や書類送検等、制度所管省庁が法令違反であるとした日を指す。安全衛生管理特別指導事業場については、指定されているすべての期間を含む。

※1 「虚偽」とは、故意か過失かは問わず、健康経営優良法人を認定ために必要な健康経営度調査の評価に影響する設問において事実とは異なる記載をすること、及び、健康経営優良法人の申請内容・誓約事項に違反していたにもかかわらず申請書・誓約書にチェックを記載していることを指す。

※2 「故意」とは、申請（認定）法人のいずれかの部署で従業員の健康管理に関する法令違反又は認定基準に適合しない事実を認識していながら、その事実を健康経営優良法人認定事務局または健康経営担当に報告しなかった場合のことをいう。（厚生労働省等行政機関により公表されている場合や、有名新聞社、放送事業者その他公共的性格が強いものにより報道されている場合においても、「認識している」ものとする。）

※3 「認定後の法令違反等」とは具体的に以下を指す。

- ① 労働安全衛生法第66条に基づき、健康診断を行っていない。
- ② 労働安全衛生法第66条の10に基づき、50人以上の事業場における医師、保健師、その他厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行っていない。
- ③ 労働基準法、労働安全衛生法等の従業員の健康管理に関する法令に係る違反により、送検された、或いは、行政機関により法人名が公表された。
- ④ 2018年4月1日から2021年3月31日までに長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一条項に同一の事業場において是正勧告書で繰り返し指摘された。（※）

- ⑤ 違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施に基づき企業名が公表された。
- ⑥ 労働安全衛生法第 78 条又は第 79 条に基づき、安全衛生管理特別指導事業場に指定された。
- ⑦ 保険者が、後期高齢者支援金の加算減算制度において、2019 年度の加算対象（2018 年度の実績が以下の基準に該当していない）となっている。  
 ※具体的な基準は、以下のとおり。  
 単一健保、共済組合（私学共済を除く）・・・57.5%未満  
 総合健保、私学共済、全国土木国保組合・・・50%未満
- ⑧ 保険者が、後期高齢者支援金の加算減算制度において、2019 年度の加算対象（2018 年度の実績が以下の基準に該当していない）となっている。  
 ※具体的な基準は、以下のとおり。  
 単一健保、共済組合（私学共済を除く）・・・5.5%未満  
 総合健保、私学共済、全国土木国保組合・・・2.5%未満
- ⑨ 暴力団等の反社会的勢力に所属した、または、これらのものとの関係を有した。
- ⑩ 健康経営優良法人のロゴマークの使用において、「健康経営優良法人ロゴマーク使用規約」違反を繰り返し行い、健康経営担当からの指摘に対して従わなかった。
- ⑪ 健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）による改正健康増進法において求める受動喫煙対策の遵守に向けた取り組みを行っていない。（同改正法の施行期日は 2020 年 4 月 1 日（ただし、学校・病院・児童福祉施設等、行政機関については 2019 年 7 月 1 日に施行））
- ⑫ 法令違反等の疑いが発生した場合、健康経営担当からの事実確認に対し、対応を拒否した。

※「長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令」とは具体的には以下の法令の条項をいう。  
 労働基準法第 4 条、第 5 条、第 15 条第 1 項及び第 3 項、第 24 条、第 32 条、第 34 条、第 35 条第 1 項、第 36 条第 6 項（第 2 号及び第 3 号に係る部分に限る。）、第 37 条第 1 項及び第 4 項、第 39 条第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 7 項及び第 9 項、第 56 条第 1 項、第 61 条第 1 項、第 62 条第 1 項及び第 2 項、第 63 条、第 64 条の 2（第 1 号に係る部分に限る。）、第 64 条の 3 第 1 項、第 65 条、第 66 条、第 67 条第 2 項の規定並びに第 141 条第 3 項（労働者派遣法第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用する場合を含む。）及び最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項

## 6. 吸収合併もしくは廃業によって法人が存続しなくなった場合

健康経営優良法人 2020 に認定された企業等が、吸収合併もしくは廃業によって法人が存続しなくなった場合、速やかに自主返納する。自主返納にあたっては、健康経営担当に連絡し、必要事項を「認定証返納届」に記入・押印し、認定証とあわせて健康経営担当まで郵送する。

## 申請内容に虚偽等があった場合の対処の方針

本制度への申請にあたって、虚偽の申請を行っていた場合又は「5. 法令遵守・リスクマネジメント」において誓約する事項に違反があった場合（以下「法令違反等」という。）は、認定を行わない又は取り消すこととし、取り消しにあたっての基本的な方針は以下のとおりとする。

### 1. 申請前の法令違反等が、認定前又は認定後に判明した場合

- ① 自主申告により申し出た場合は、認定を行わない又は認定を取り消す。
- ② 認定法人の内部からの情報提供により虚偽等の事実が判明した場合は、認定を行わない又は認定を取り消す。加えて、故意（※1）の場合は、事実上申請できない期間に加え、更に1年間、申請を認めないこととする。

### 2. 申請後又は認定後に新たな法令違反等が発生した場合

- ① 自主申告により申し出た場合は、認定を行わない又は認定証を返納させる。
- ② 認定法人の内部からの情報提供により虚偽等の事実が判明した場合は、認定を行わない又は認定を取り消す。加えて、故意（※1）の場合は、事実上申請できない期間に加え、更に1年間、申請を認めないこととする。

※1 「故意」とは、申請（認定）法人のいずれかの部署で従業員の健康管理に関する法令違反又は認定基準に適合しない事実を認識しながら、その事実を隠蔽した場合のことをいう。（有名新聞社、放送事業者その他公共的性格が強いものにより報道されている場合においても、「認識している」ものとする。）

### 【法令違反等の発生と判明のタイミングごとの認定の対応方針概要図】

		法令違反等の判明タイミング	
		認定前	認定後
法令違反等の発生タイミング	申請前	①自主申告の場合： 認定しない	①自主申告の場合： 認定取消
		②内部からの情報提供等の場合： 認定しない（※）	②内部からの情報提供等の場合： 認定取消（※）
	申請後	①自主申告の場合： 認定しない	①自主申告の場合： 認定書返納
		②内部からの情報提供等の場合： 認定しない（※）	②内部からの情報提供等の場合： 認定取消（※）

※内部からの情報提供等には、報道等による事実把握も含む。  
また、故意の場合は、事実上申請できない期間に加え、更に1年間、申請を認めない。